

第17回 輸出入申告データを活用した共同研究に関する有識者会議

財務省

令和8（2026）年2月2日

検討事項

1. ガイドライン等の改正について（案）

2. 既採択研究における申出内容の変更について

等

1. ガイドライン等の改正について（案）

ガイドライン等の改正について（案）

■ 改正点

● 第9「利用後に申出書の記載事項等に変更が生じた場合」の改正

成果を公表するための審査の過程で再度個票データ等を分析する必要がある場合のデータ利用期間を最長2年（原則1回に限り、更に最長2年延長可）とすることを規定（第9の4）

【ガイドライン改正後】※以下の下線部を改正

第9「利用後に申出書の記載事項等に変更が生じた場合」

1～3 [略]

4 利用期間の延長

代表者になっている申出者がやむを得ない理由により第4に定める利用期間の延長を希望する場合、財務省は、最長1年間を上限として、原則1回に限り延長を認めることができる。

また、利用期間の終了日（上記延長を行った場合においては、当該延長後の利用期間の終了日をいう。以下同じ。）以降において、研究等の成果を公表するための審査の過程で、再度個票データ等を分析する必要がある場合、その他財務省が必要と認める場合は、上記規定に関わらず、財務省は、当該利用期間の終了日から起算して最長2年間を上限として、利用期間の延長を認めることができる。ただし、当該研究等の成果を公表するための審査の過程における延長後の利用期間の終了時点において研究等の成果が未公表である場合、財務省が必要と認める場合は、財務省は、原則1回に限り最長2年間を上限として、さらに利用期間の延長を認めることができる。

なお、延長した期間において、財務総合政策研究所の客員研究官に任用された利用者による個票データの利用が必要な場合は、改めて客員研究官に任用する。

(1)～(3) [略]

5 [略]

ガイドライン等の改正について（案）

■ 改正点

● 第10「利用後の措置等」の改正

移管された文書、データ及びプログラムについて、当該共同研究に参加した各利用者の合意に基づき、財務省における個票データを利用した政策の検討等において利用することができることを規定（第10の1）

※合わせて改正するその他の軽微な変更については、記載を省略

【ガイドライン改正後】※以下の下線部を改正

第10「利用後の措置等」

1 中間生成物の措置について

各利用者は、個票データ等の利用を終了した場合（当初の目的が達成できないことが判明した場合を含む。）及び研究等の成果を公表するための審査の過程で、再度個票データ等を分析する必要があること等を理由に利用期間の延長をした場合、その他財務省が必要と認めた場合において、利用者が保有する中間生成物については、データ、印刷物等の保存形式の如何を問わず全て消去し、データ措置報告書を用いて、財務省に報告しなければならない。

その際、各利用者は、将来における当該研究等の成果の再検証等に必要な文書、データ及びプログラムを事前に財務省に移管しなければならない。なお、財務省は移管された文書、データ及びプログラムについて適切に保存することとする。

また、移管された文書、データ及びプログラムのうち第3の1(1)に規定する統計的研究の発展等に資すると財務省が判断したものについては、当該共同研究に参加した各利用者の合意に基づき、財務総合政策研究所で事後に実施する研究及び財務省における個票データを利用した政策の検討等において利用できるものとする。

2 [略]

2. 既採択研究における申出内容の変更について

既採択研究における申出内容の変更

変更の概要

第2期共同研究の林教授チームから、個票データ等と照合を行う他データの追加に係る変更申出があつたところ、ガイドラインの規定に則り、有識者会議での審査が必要となるため、ご意見を賜るものである。

・追加を希望するデータの名称

「Orbis」、「UN Comtrade」及び「TRAINS」

※ガイドライン抜粋

第9 利用後に申出書の記載事項等に変更が生じた場合

1 利用者の都合により変更が生じた場合の手続

財務省による承諾がなされた申出書に係る記載事項について、利用者の都合により変更が生じた場合は、次のとおり対応する。

(1) 有識者会議の審査を要しない変更

財務省が認めた利用目的、要件に影響を及ぼさないと判断される次のような変更が生じた場合は、代表者になっている申出者は所属等変更届出書に変更事項を記載の上、直ちに財務省に届け出る。

①利用者に関する申出内容（氏名等）に変更が生じた場合

②利用者の人事異動等に伴い所属機関に関する申出内容（所属機関名等）に変更が生じた場合（ただし、所属機関自体が変更になった場合は、第8の1(2)の手続も行うものとする）

③利用者を除外する場合

④研究等の成果の公表形式を変更する場合（公表する学会誌の変更等）

⑤研究等の成果の公表に係る手続が進行中に、利用期間の延長を希望する場合

⑥個票データ等の利用期間中に新たな外部研究資金を獲得した場合

(2) 有識者会議の審査を要する変更

(1)以外の場合は、再度審査を行う必要があるものとし、申出者は、原則として改めて申出書を提出するものとする。ただし、申出書の記載事項のうち1項目のみを変更する場合は、記載事項変更依頼申出書により申出を行うことができる。

財務省は、記載事項の変更の申出を受けた場合は、当該申出の審査を第6の規定に準じて行い、その承諾・不承諾について第7の規定に準じて代表者になっている申出者に通知する。

なお、有識者会議の審査を要する変更が生じた日から、財務省が再度、個票データ等の利用の承諾をするまでの間、当該変更に基づく個票データ等の利用はできないことに留意する。

既採択研究における申出内容の変更

変更の概要

第3期共同研究の齋藤教授チーム、杉田教授チーム及び澤田教授チームからそれぞれ、個票データ等の利用期間の延長について届出があったところ、ガイドラインの規定に則り、有識者会議での審査が必要となるため、ご意見を賜るものである。

※ガイドライン抜粋

第9 利用後に申出書の記載事項等に 変更が生じた場合

4 利用期間の延長

代表者になっている申出者がやむを得ない理由により利用期間の延長を希望する場合、財務省は、最長1年間を上限として、原則1回に限り延長を認めることができる。(略)

(1) 記載事項変更依頼申出書の提出

代表者になっている申出者は延長を希望する場合、原則として利用期間終了の2か月前までに、延長が必要な理由及び希望延长期間を記載した記載事項変更依頼申出書を財務省に提出するものとする。(略)

(2) 延長の申出の審査基準

記載事項変更依頼申出書が提出された場合、財務省は次の審査基準により審査を行い、延長の諾否について決定する。

- ① 延長することがやむを得ないと判断される合理的な理由が示されていること。
- ② 利用目的、利用者の範囲等の利用期間以外の変更が一切なされていないこと。
- ③ 延長期間が1年以内であり、延長理由から判断して、必要な最小限の期間であること。
- ④ 延長を希望する個票データ等の利用期間について、初回の延長申出であること。
- ⑤ 申出書及び研究計画書等の添付書類に示された内容に沿って、研究が着実に遂行されていること。